

(第26号)

2016年5月15日

民権連通信

民主主義と人権を守る府民連合（民権連）

〒556-0024 大阪市浪速区塩草 2-2-31

TEL (06) 6568-2031 fax (06) 6568-2047

民権連は4月28日、大阪市内の教科書会社（本社・支社）に以下の要請を行いました。

（教科書会社） 様

2016年4月28日

民主主義と人権を守る府民連合

委員長 谷口 正暁

中学校社会科教科書の「部落問題記述」是正について（要請）

子どもたちの教育のため、日頃のご尽力に敬意を申し上げます。

今日、部落問題は、広範な国民の理解、行政や地域関係者の努力により、大きく改善しています。部落問題解決をめざす特別法の終了から14年になる今日、教育を受ける子どもたちは特別法時代とは無縁です。

大阪府も、「平成13（2001）年度末の地対財特法の失効に伴い、特別対策事業の前提となる『地区指定』はなくなり、現在では、同和対策事業の対象としての地域及び住民は存在しません。また、府内市町村においても、このことを承知されているものと考えております。」とし、教科書に出てくる「同和地区」「被差別部落」について、「今はもうない」と指導すると説明しています。

大阪市においても、「大阪市における人権相談事業について」では、同和問題についての相談は年々大きく減り1%未満で「その他」にカウントしてもよい状態となっています。

ところが、多くの中学校社会科教科書の記述はこのような現状をふまえたものになっていません。50年前の同対審答申を紹介し、差別はまだあるという記述になっています。これでは、子どもたちに誤解させ、部落問題を意識化させることになりかねません。

教科書の記述については、部落問題を過去のものとするために是正されるよう要請するものです。

「民主主義と人権を守る府民連合」は、全国部落解放運動連合会（全解連大阪府連）が改組改称した組織で、全国人権連に加盟しています。大阪府同和問題解決推進審議会委員、大阪市同和問題に関する有識者会議委員に委員長の谷口正暁が委嘱されています。

<補足資料>

中学校社会科教科書の「部落問題記述」是正について（要請）

I 中学校社会科 公民教科書の部落問題記述の是正を

1、「同和地区」「被差別部落」が今日もなお存在するかのような記述は是正されたい。「被差別部落」という言葉を使わないでいただきたい。差別される部落があるという誤解を生む恐れがある。（教出）（清水）（帝国）（東書）（日文）

2、今日もなお就職や結婚などで差別が続いているかのような記述は是正されたい。（教出）（清水）（育鵬社）（帝国）（東書）（日文）

3、特別対策が成果をあげて終了した事実を伝えず、延長継続しているかのような記述は是正されたい。

（帝国書院だけは、特別対策が終了した事実を注記している。）

（東京書籍は、歴史教科書で特別対策終了を書いていたが2016年度版で削除）

4、同和問題の起源について記述しないようにされたい。（清水）（育鵬社）（東書）（帝国）
起源は中学生に教える内容（理解できる内容）とは思われない。
同対審答申も起源は論じないとしていた。

5、同和対策審議会（同対審）答申を資料に掲載しないようにされたい。

（1）50年前の歴史的な文書であって、特別措置法の立法につながり、同対審は役割を終えて解散した。50年前の認識を現代社会の問題として中学生に教えることは、誤解を育てる。

（2）「賤業とされる雑業に従事」という部分の引用は職業への偏見や職業起源説への誤解を招く。（教出）（清水）（育鵬社）（帝国）（東書）

（3）いくら答申に書いてあるとはいえ、「特殊部落」「後進部落」「細民部落」などの蔑称を中学生に教える必要はない。（帝国）

II 歴史教科書 部落問題記述の是正を

（1）現代の問題としては部落問題を扱わないでいただきたい。（教出）（清水）（東書）（日文）

（2）「部落解放運動」という名称は過去の運動であり、今日では特定の団体名を想起させることから記述はやめていただきたい。（教出）（清水）（東書）

（3）「部落解放全国委員会」という特定の団体名の記述はやめていただきたい。（日文）

（4）賤民身分のコラムに「人権」とつける特別扱いはやめていただきたい。（帝国）